

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」小売電気事業者への 電力売却契約 仕様書

1 適用

本仕様書は、「地産地消型 P P A（群馬モデル）」電力売却契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 目的

群馬県企業局（以下「企業局」という。）が指定する高圧又は特別高圧で電力の供給を受ける施設（以下「指定需要家」という。）に対し、小売電気事業者（以下「買受人」という。）を介して企業局所有の水力発電所で発電する電力を供給する。

なお、水力発電がもつ非化石価値も含めて指定需要家に供給するものとする。

3 契約期間等

（1）契約期間

契約締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（2）電力売却期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 1 1 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

（3）電力供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 1 1 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

4 本契約の対象発電所

発電所名	所在地	最大出力 (k W)	発電形式
① 熊倉発電所	吾妻郡中之条町大字入山	2,900	水路式
② 中之条ダム発電所	吾妻郡中之条町大字四万	51	ダム式
③ 小出発電所	前橋市上小出町二丁目	8,400	水路式
④ 高津戸発電所	みどり市大間々町高津戸	5,300	ダム式

5 売却電力量

企業局は、対象発電所で発電する電力のうち、対象発電所内で使用する電力を除いた全量（以下「売却電力量」という。）を買受人に売却する。

（1）目標売却電力量

令和 8 年度 6 9, 6 3 4, 0 0 0 k W h

令和 9 年度 7 3, 0 2 8, 0 0 0 k W h

令和 1 0 年度 6 4, 9 1 6, 0 0 0 k W h

各年度の対象発電所の月別の目標売却電力量については「別紙 1」に示すとおりである。

なお、対象発電所は全て水力発電所であり、気象等により売却電力量が変動することから、実際の売却にあたっては、目標売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減する場合にも、買受人はその全量を購入するものとする。

(2) 売却電力量の計量

売却電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により原則として一般送配電事業者が毎月末日24時に行うものとする。

計量期間は、毎月1日0時から同月末日24時までとする。

6 指定需要家供給地点

「別紙2」のとおり。

なお、詳細については、指定需要家の承諾後に企業局から買受人に対し通知する。

7 「6」の地点における供給予定量

令和8年度 51,610,608 kWh

令和9年度 54,395,436 kWh

令和10年度 57,183,264 kWh

8 指定需要家への供給

(1) 企業局は売却電力量の全量を買受人に売却し、買受人は「6」に示す指定需要家供給地点へ供給するものとする。売却電力量に対し指定需要家の電力使用量が過多となり、売却電力量が不足した場合には、買受人が別途調達した電源種を特定しない電力により補填するものとする。また、売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取扱うこととする。

(2) 水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（1）の電力とともに供給するため、指定需要家へ供給される電力は実質再エネ100%の電力となる。非化石証書（再エネ指定）は電力の供給年度に応じた量となるため、各年度の電力の供給期間（4月～翌年3月）に対し、非化石価値の期間は当該年1月～12月となる。また、初年度については、非化石価値の期間は4月から12月となる。電力と非化石価値の時期のずれ等により電力に対して非化石価値が不足した場合は、小売電気事業者が別途調達する非化石証書（再エネ指定）により不足した分を補うこととする。

(3) 企業局からの各年度の売却電力量が、各年度の供給予定量に満たなかった場合、又は、各指定需要家の年間の電力使用量の実績が、年度別希望供給量を超過した場合には、不足分及び超過分については（1）及び（2）の対象外となり、その取扱い等については、指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねることとする。

(4) 買受人が指定需要家から徴収する電力料金は、各指定需要家ごとに指定する金額（以下「指定価格」という。）を上限とすることを基本とする。ただし、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、買受人と指定需要家との電力需給契約により決定するものとする。

なお、各指定需要家ごとの指定価格は、参加資格を有すると認められたものに対して提示するが、全ての指定需要家における令和8年度から令和10年度までの供給予定量に対する指定価格の3年間の総額は、3,440,391,335円（消費税及び地方消費税相当額並びに再生可能エネルギー賦課金を含まない）である。

9 発電計画

企業局は買受人に対し、発電計画を通知する。

発電計画の通知方法等については、企業局及び買受人との協議により定めることとするが、原則として企業局と買受人とで交わす運用申合書に定めるとおりとし、買受人の都合による運転パターンの変更は行わないものとする。

事項	通知期限	通知内容
月間発電計画	当該計画の初月から起算して 2ヶ月前の15日（土日祝日の 場合は直近平日）	発電所毎の「2ヶ月及び3ヶ月後 （計2ヶ月間）における平日並びに 休日別の最大・最小電力（kW）」
週間発電計画	当該計画の初日から起算して1 0日前（祝日の場合は直近平 日）	発電所毎の「土曜日0時から翌々週 の金曜日24時までの30分毎の電 力量（kWh）」
翌日等発電計画	毎日2時間毎、奇数時間帯	発電所毎の「毎日0時から2日後の 24時までの30分毎の電力量（k Wh）」

10 発電の停止及び制限

次の事由により、企業局は対象発電所の発電を停止又は制限できるものとする。

また、このことにより、発電計画の通知以降においても運転パターンを変更することがある。

- （1）本発電所設備の故障、点検
- （2）河川及びダム流入流量変動
- （3）災害等の発生又はそのおそれのある場合
- （4）河川管理者及びダム管理者からの要請
- （5）一般送配電事業者の指示に基づく発電所又は送電線の停止
- （6）電力広域的運営推進機関による指示
- （7）その他保安上必要がある場合

11 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は対象発電所設備の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停止作業等」という。）ができるものとし、売却期間における停止作業等の予定については「別紙4」に示すとおりとする。

定期点検等の実施にあたって、企業局は発電停止日時を原則として買受人に対し事前に通知することとする。

なお、設備の点検中に故障や不具合対策等による停止作業等の追加や期間の変更が発生する場合がある。

12 電力量料金の算定

買受人が企業局へ支払う毎月の電力量料金は、次に定める方法により算定した電力量料金の額に消費税及び地方消費税（以下「消費税相当額」という。）を加えて得た額とする。

ただし、消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと

する。

(1) 電力量料金の算定

毎月の電力量料金の算定方法は、毎月計量した売却電力量に電力量料金単価を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 電力量計の故障等

企業局は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに買受人にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における売却電力量の算定は、その都度、企業局及び買受人との間で協議のうえ決定するものとする。

13 電力量料金の支払

企業局は、「12」により算定された電力量料金を翌月10日までに買受人に対し請求書をもって請求し、買受人は同月末日までに企業局に支払うものとする。ただし、買受人が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。

なお、請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を支払期日とする。

14 非化石価値等

「4」に示す対象発電所から供給する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定）等の付加価値を含むものとする。

非化石価値等の付加価値については、当該電力とともに「6」の指定需要家へ供給するものとする。

対象発電所に係る非化石価値の認定申請については企業局にて行う。

非化石価値等の付加価値に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、企業局及び買受人は双方協議するものとする。

15 容量市場

(1) 容量市場収入の取扱い

企業局が電力広域的運営推進機関と締結した容量確保契約により得る収入については、電力の売却による収入との精算を行わないものとする。

(2) 容量確保契約金額

2026年度（令和8年度）、2027年度（令和9年度）及び2028年度（令和10年度）を実需給期間とする容量確保契約金額については、参加資格を有すると認められたものに対して提示する。

(3) 容量市場に係る企業局の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関と企業局との容量確保契約に基づき、企業局に課されるリクワイアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。

(4) 実受給期間中の経済的ペナルティ

買受人の責めに帰すべき事由により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、企業局

が経済的ペナルティを受けることとなった場合は、その経済的ペナルティについて買受人が負担するものとする。

なお、その算定等の具体的な内容については、企業局と買受人とで協議するものとする。

16 系統連系受電サービス料金（発電側課金）

- （１）経済産業省が令和 6 年 1 月 12 日付けで制定した「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」に基づき、系統連系受電サービス料金相当額等を買受人に転嫁する。
- （２）系統連系受電サービス料金相当額とは、一般送配電事業者が買受人に対して通知した系統連系・維持の対価として企業局が支払うべき系統連系受電サービス料金を買受人に転嫁し買受人が負担する金額を意味し、消費税等相当額を含むものとする。
- （３）買受人は、一般送配電事業者を代理して企業局との間で系統連系受電契約をすることとし、系統連系受電サービス料金等を企業局に代わり一般送配電事業者へ引き渡す業務について、企業局から無償で受託するものとする。
- （４）企業局から買受人への系統連系受電サービス料金の支払は、「12」で規定する電力量料金に系統連系受電サービス料金相当額を加えた額から相殺することにより行うこととする。ただし、相殺が出来ない場合は、精算方法について別途協議する。
- （５）対象発電所の割引区分は、参加資格を有すると認められたものに対して提示する。

17 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約の電力売却及び電力供給が遅滞なく行えるよう、速やかに、買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結しなければならない。

また、企業局から求められた場合、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを提出するものとする。

なお、各発電所は、買受人が指定する発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、買受人の責任において行うものとする。

買受人は、本契約の解除があった場合は、次に企業局と本契約を締結する者に対して、名義の変更等、託送供給契約書等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

18 運用申合書の締結

本契約に関する運用及び様式については、「別紙 3」運用申合書（案）を原則とした上で企業局及び買受人は双方協議して定め、運用申合書を作成するものとする。

19 守秘義務

企業局及び買受人は、本入札及び本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。ただし、企業局が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合は、この限りではない。

20 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

21 その他

本仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、疑義が生じた場合は、企業局及び買受人との協議により定めるものとする。

【別紙】

- 1 対象発電所における令和8年度～10年度の目標売却電力量（月別）
- 2 供給地点リスト表
- 3 電力受給に関する運用申合書（案）
- 4 対象発電所における令和8年度～10年度の停止作業予定
- 5 指定需要家における令和6年度の受電地点毎の受電電力量実績（30分間値）
- 6 対象発電所における令和6年度の発電所毎の計画値、計画変更値及び実績値（30分間値）
※計画変更値は、当該時刻の2時間30分前までに変更された計画値。